

## NPO 法人はあと世田谷 定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この会の名称を、NPO 法人はあと世田谷とします。

#### (事務所)

第2条 この会の事務所の所在地は東京都世田谷区とします。

#### (目的)

第3条 この会は、行政・企業・市民の健全で対等な協力体制を築き、市民が安全に安心してらせる社会の実現のために、世田谷区における市民活動、とりわけ高齢者・障害者・子どもなど、社会的に弱い立場にある人々に対する福祉・介護など様々な形で支援し発展させることで、豊かなまちづくりにつなげることを目的とします。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行います。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

#### (事業の種類)

第5条 この会は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動にかかわる事業として、次の事業を行います。

- (1) 介護保険法に基づく：居宅サービス事業・地域密着型サービス事業・居宅介護支援事業・地域密着型介護予防サービス事業・介護予防支援事業・第1号事業
- (2) 福祉有償運送事業
- (3) 障害者福祉サービス事業：外出援助・居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援
- (4) 地域協働事業：世田谷区、地域自治会・町会との協働
- (5) 広報活動事業：パンフレット発行・ホームページ作成・ポスター作製等
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 この会は、次のその他の事業を行います。

- (1) 物品の販売事業
- (2) ホームページ等への広告掲載事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

## 第2章 会員

### (会員の種類、会費)

第6条 この会の会員は次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とします。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) 賛助会員 この会の目的に賛同し、この会の活動を賛助するために入会した個人および団体

2 この会の会費の額は、理事会が定めます。

### (入会)

第7条 この会に正会員として入会しようとする者は、この会が定める入会申込書に所要の事項を記載して理事長あてに入会の申し出をするものとし、

2 前項の場合において、理事長はこの入会申し出を理事会に諮り、正当な事由がない限り入会を認めるものとし、

3 入会を認められた者は、直ちに年会費をこの会に支払うものとし、

4 この会に賛助会員として入会しようとする者は、入会の意思を示して年会費を払い込むことにより入会したものとします。

### (会員の権利)

第8条 正会員は、総会に出席し、意見を述べ、議決に加わることができます。

2 賛助会員は、総会に出席し、意見を述べることができます。

### (会員資格の喪失)

第9条 会員は次のときに、その資格を喪失します。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 会員が死亡し又は会員である団体が消滅したとき

(除名)

第10条 会員がこの会の目的又は定款の定め反する言動をした場合、又は会の秩序を乱すなど会員としてふさわしくない行為をした場合は、理事会の議決により除名することが出来ます。

2 前項の定めにより除名しようとする場合、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えるものとします。

### 第3章 総会

(構成、権能)

第11条 この会の総会は正会員をもって構成します。

2 通常総会は、以下の事項について議決します。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 解散の場合における残余財産の帰属先
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) この会の役員を選任および解任、職務及び報酬
- (6) その他運営に関する重要事項

3 通常総会は、事業計画及び活動予算について理事会から報告を受けます。

(開催、招集)

第12条 理事長は、毎年1回、事業年度の開始の日から3ヶ月以内に通常総会を招集します。

2 臨時総会は次のときに開催されます。

- (1) 理事会において臨時総会を開催する旨の議決があったとき
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったとき
- (3) 監事から招集があったとき

3 理事長は、前項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その議決又は請求の日から1ヶ月以内に臨時総会を招集するものとします。

4 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(表決権等)

第13条 各正会員の表決権は、平等なるものとします。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を

委任することができる。

3 書面による表決書、または表決を他の正会員に委任する旨の委任状を提出した正会員は、総会の定足数および議決数の算出に際しては出席したものとみなします。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできません。

5 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思の表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

#### (議長、定足数、議決)

第14条 総会の議長は、出席した正会員の中から選出します。

2 総会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とします。

3 総会は、正会員総数の5分の1以上の出席をもって成立し、その議決は、正会員出席者の過半数をもって決めます。可否同数のときは、議長の決するところによります。ただし、会の解散、合併、定款の変更については正会員出席者の3分の2以上の多数をもって決めます。

4 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

第15条 総会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成します。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者の数を付記）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印します。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第4章 役員

### (役員)

第16条 この会に次の役員を置きます。

(1) 理事（5人以上）

(2) 監事（1人以上2人以下）

2 役員は、理事会が候補者として推薦した者の中から、総会において選任します。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることはできません。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができません。

5 監事は、理事又はこの会の職員を兼ねることはできません。

### (職務)

第17条 理事長は、理事の互選によって選任します

2 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理し、執行します。

3 理事は、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行します。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行します。

5 監事は、次の職務を行います。

(1) 理事の業務執行の状況の監査

(2) この会の財産の状況の監査

(3) 前2号の規定による監査の結果、この会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告のために必要があるときは総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの会の財産の状況について、理事に意見をのべること

### (任期等)

第18条 役員の任期は、2年とします。ただし、再任を妨げません。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とします。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が選任されていない場合に限り、定

款で定められた任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長します。

4 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充します。

#### (解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができます。

- (1) 法令、定款に違反する行為があったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

2 前項の定めにより解任しようとする場合、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えるものとします。

#### (報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができます。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができます。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定めます。

### 第5章 理事会

#### (理事会の構成、職務)

第21条 理事は理事会を構成します。

2 理事会は、総会の権限に留保された事項を除き、理事の議決にもとづきこの会の業務その他の事項を決定します。

3 理事会は理事長が招集します。ただし理事長に事故あるときは、他の理事が招集することが出来ます。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならないものとします。

#### (理事会の開催)

第22条 理事会は、次に掲げる場合に開催します。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の議長)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれにあたります。

(理事会の議決)

第24条 理事会における議決事項は、第21条4項の規定によってあらかじめ通知した事項とします。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによります。

(理事の表決権等)

第25条 各理事の表決権は、平等なものとしします。

2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができます。

3 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなします。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできません。

(理事会の議事録)

第26条 理事会の議事については、次の事項の記載した議事録を作成します

1. 日時および場所

2. 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記します。）

3. 審議事項

4. 議事の経過の概要及び議決の結果

5. 議事録署名人の選任

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人が記名押印または署名します

## 第6章 資産および会計

(資産の構成及び区分)

第27条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成します。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

2 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とします。

#### (会計の原則及び区分)

第28条 この会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとします。

2 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計、その他の事業に関する会計の2種とします。

#### (事業年度)

第29条 この会の事業年度は、毎年、4月1日から翌年3月31日までとします。

#### (事業計画、活動予算、事業報告、活動決算)

第30条 この会の事業報告、活動決算は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成します。

2 事業報告および活動決算は、監事の監査を受け、理事会の議決を経て総会の承認を受けるものとします。

3 活動決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとします。

4 事業計画および活動予算は、理事会の議決を経て総会に報告します。事業計画、活動予算は、理事会の議決で変更できるものとします。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

第31条 この会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければなりません。

2 この会の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければなりません。

#### (解散)

第32条 この会は、法第31条第1項に掲げる事由により解散します。

2 総会の決議によって解散するときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の承諾を得なければなりません。

(残余財産の帰属)

第33条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとします。

(合併)

第34条 この法人が合併しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければなりません。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第35条 この会の公告は、この会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行います。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

## 第10章 事務局

(事務局の設置)

第36条 この会に、この会の事務を処理するため、事務局を設置します。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置きます。

(職員の任免)

第37条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行います。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定めます。

## 第11章 雑則

(情報公開)

第38条 この会は、理事会が定める方法により、その活動状況を公開します。

(定めがない事項)

第39条 この定款に定めがない事項については、法律の定めによります。

(理事会への委任)

第40条 この定款に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は理事会の議決により定めます。

**【附則】**

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成17年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成17年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。  
(1) 年会費            2,000円

**【附則】**

この定款は、平成24年12月29日から施行します。

2018年9月12日改訂

2018年12月28日改訂

**【別表】**

設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	松倉 昭二
理事	井坂 慎
同	御園生 久義
同	石井 ひろみ
同	齋藤 行治
監事	雨宮 久男